

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課及び清水区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成19年5月8日

静岡市長 小嶋 善吉

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友清水店

静岡市清水区本郷町1番20号

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社西友

東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

代表執行役 エドワード・ジ
ェームズ・カレッジスキ

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 8:00 閉店時刻 0:00

(変更後) 24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 7:45～0:15

(変更後) 24時間

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 6:00～20:00

(変更後) 6:00～22:00

4 変更年月日

平成19年5月31日

5 届出年月日

平成19年4月25日